

## < 葉茎菜類 >

### 1 たまねぎ

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- たまねぎは道東の北見、道北の富良野の沖積平野および道央の転換畑で広く栽培されている。作型は大半が春まき（移植）普通は種で、一部に春まき（移植）早期は種、ごく一部に秋まき（移植）が導入されている。品種は「スーパー北もみじ」「カムイ」「オホーツク1号」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は15kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の利用、育苗ハウスでの緑肥栽培、適正な輪作、ネギアザミウマの発生対応型防除の実施により、病虫害の発生を出来るだけ少なくし、化学合成農薬の使用を削減する。雑草対策では機械および手取り除草を導入する。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2-1 ねぎ [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ねぎ（ハウス）は道東の北見・十勝・道北の富良野の主として沖積平野や、道央の転換畑・道南地域で栽培されており、作型は簡易軟白の秋冬どり・春どり・初夏～夏秋どり（いずれもハウス・マルチ）、早春まき（ハウス）などである。品種は「元蔵」「雄山」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は5～8 kgN/10a、分施は8～10kgN/10aを2回に分けて行う。  
 作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
 周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出すること。  
 たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
 心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の利用、適正輪作、ネギアザミウマモニタリング、近紫外線カットフィルムや防虫ネットの利用、土壌還元消毒の実施により、病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
 また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
 雑草対策ではマルチ栽培および手取り除草を導入する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2-2 ねぎ [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ねぎ（露地）は十勝、富良野の沖積平野や、道央の転換畑・胆振の沖積地および台地、道南地域で栽培されている。作型は夏秋どりが中心で一部に越年どりもある。品種は夏秋どりでは「北の匠」「白羽一本太」「元蔵」など、越年どりでは「松本1本太」などである。
- 窒素の施肥標準は基肥8～10kgN/10aであり、分施は夏どりでは6kgN/10aを1回、秋どりでは2回に分けて施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫防除では、健全種子の利用、適正な輪作、ネギアザミウマのモニタリングの実施で病害虫の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では機械および手取り除草を導入する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 3-1 はくさい [ハウス]

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- はくさい（ハウス）は道南の沖積地および台地で栽培されており、作型は早春まき（ハウス・トンネル）である。品種は「無双」「CR清雅65」「春笑」などである。
- 窒素施肥量の目安は18kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチ、防虫ネット等を導入する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用削減を図る。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 3-2 はくさい〔露地〕

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- はくさい（露地）は道東の北見、道北の名寄、上川、富良野の盆地や台地、道央の転換畑、道南で広く栽培されている。作型は春まき（トンネル）、春まき（マルチ）、晩春まき、初夏～夏まき（紙マルチ）、夏まき（直はん）などである。品種は春まきでは「無双」「はるさかり」、夏まきでは「大福」「優黄」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は16～18kgN/10a、分施は必要に応じて結球始めまでに6kgN/10aを施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する場合が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、コナガの発生予測システム及びモニタリングによる効率的防除の実施、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを導入する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用削減を図る。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 残株や茎葉を鋤込む場合には量、時期に応じて次作で減肥を行う。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。  
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 4-1 キャベツ [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- キャベツ（ハウス）は道南の沖積地および台地で栽培されており、作型は冬まき（ハウス・トンネル・マルチ）である。品種は「アーリーボール」「グリーンボール」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は14kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素・リン酸および塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作の実施で土壌病虫害の密度を低減をするほか、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、アブラムシ寄生回避のための光反射性マルチ、防虫ネットを導入する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 4-2 キャベツ [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- キャベツ（露地）は道東の美幌、十勝、道北の和寒・富良野・上川の盆地や台地、道央の転換畑、道南で広く栽培されており、作型は春まき、晩春まき、初夏まきなどである。品種は春まきでは「アーリーボール」「ブラディボール」「北ひかり」「藍春ゴールド」、初夏まきでは「楽園」「北ひかり」「札幌大球」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は14～16kgN/10a、分施は必要に応じ結球始めまでに6kgN/10a施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作の実施で土壌病虫害の密度を低減するほか、コナガの発生予測システム及びモニタリングによる効率的防除の実施、生物農薬の利用によるコナガや軟腐病防除、アブラムシ寄生回避のため光反射性マルチを導入する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 残株や茎葉を鋤込む場合には量、時期に応じて次作で減肥を行う。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。  
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 5 ほうれんそう [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ほうれんそうは、全道で栽培されており、作型は早春まきハウスからハウス晩秋まきなどである。品種は「ヴィジョン」「ハンター」「ブライトン」「テリオス」「スペードワン」「アリスト」「アステア」「ミストラル」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は8～9 kgN/10aである。  
収穫後にも硝酸態窒素が土壌に残るので、次作ではそれを考慮して施肥対応を行う。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸および塩基類が蓄積するので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。特に、ハウス晩秋まき作型では、前作の残存窒素量に留意する。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出すること。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、病害抵抗性品種、土壌還元消毒、生物農薬の利用、雨よけ栽培による病害対策のほか、施設では開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（雨よけ） または 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥 または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。



## 6 ゆりね

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ゆりねは小面積ながら全道で栽培されている。作型は秋植と春植がある。品種は「白銀」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は10kgN/10aである。分施は15kgN/10aを萌芽期と着膏期の2回に分けて施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作、健全種球の使用のほか、ウイルス媒介アブラムシ対策として養成球栽培等における寒冷紗などによる被覆栽培を行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、機械除草や手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 7 こまつな

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- こまつなは主に札幌市および旭川市周辺で栽培され、作型は早春まき（ハウス・トンネル）、春まき（トンネル）、露地、雨よけ（ハウス）、秋まき（ハウス）などである。品種は「さおり」「河北」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は12kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作、生物農薬、ハウスでは近紫外線カットフィルムの利用、開口部を防虫ネットで覆う。  
また、露地では不織布、防虫ネットの利用、コナガの発生予測システム及びモニタリングによる効率的防除の実施などの対策を講ずる。  
連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
除草対策として、機械除草や手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に関する技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地、雨よけ、トンネル）または 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 8-1 なら [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- なら(ハウス)は道東北、道央および道南地域で栽培されており、作型は促成(加温)、半促成(無加温)などである。品種は「たいりょう」「グリーンベルト」「パワフルグリーンベルト」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は定植年の基肥が10kgN/10aであり、分施として8kgN/10aを2回施用する。収穫年では基肥8kgN/10a、分施は6kgN/10aを3回施用する。経年化にともない作土の硝酸態窒素、リン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類などの緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出すること。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性の改善)を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作、生物農薬の利用、近紫外線カットフィルムの利用や施設の開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を講じる。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培や管理機による除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥4t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素成分量)の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

(留意事項) ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 8-2 さら [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さら（露地）は道東北・道央および道南地域で栽培されており、作型はトンネル早熟、露地である。品種は「たいりょう」「パワフルグリーンベルト」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は定植年の基肥が8 kgN/10aであり、分肥は4 kgN/10aを2回行う。収穫年の基肥は5 kgN/10aであり、分肥は5 kgN/10aを3回施用する。  
経年化にともない作土のリン酸および塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正な輪作、生物農薬の利用などを行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、管理機による除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 9 みつば

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- みつばは東神楽町、知内町、札幌市などの大都市周辺で栽培されている。作型はハウス栽培の青みつば（刈りみつば、糸みつば）と軟白みつば（切りみつば）がある。品種は「柳川2号」が主体に栽培されている。
- 施肥標準の窒素施肥量は、作型によって多少異なり13～15kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。なお、土壌の塩類濃度が高い場合にはもうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、菌核混入のない精選種子の使用、適正輪作、生物農薬の利用などを行う。なお、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、機械除草や手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t /10 a 施用（ハウス）。 前作作物の後作緑肥、休閑緑肥 または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 10 しゅんぎく

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- しゅんぎくは道北、道央地域を中心に栽培され、作型は抜き取り栽培が早春まき（ハウス）、春まき（トンネル）、夏まき、秋まき（トンネル）など、摘み取り栽培が早春まき（ハウス）、抑制（ハウス）などである。品種は「株張中葉春菊NW型」「菊次郎」「さとあきら」などである。
- 抜き取りの施肥標準窒素施肥量は15kgN/10aである。摘み取りでの標準的基肥窒素施肥量は15kgN/10aであり、分肥は3回に分けて10kgN/10a程度を施用する。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合にはもうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な化学肥料の減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用、ハウス栽培では開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を講ずる。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地トンネル）またはたい肥 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。